

# 高知県森林インストラクター会 規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は、「高知県森林インストラクター会」といい、事務局を会長宅におく。

第2条 本会は、会員相互のレベルアップを図るとともに、県民の皆さんの森林活動等を支援して森林・林業に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 森林レクリエーション行事等の企画・運営および野外活動での実地指導
- (2) 県民の皆さんの森林活動等を支援する窓口の設置
- (3) 森林・林業に関する国・県・市町村等の実施するイベントへの参画等
- (4) 森林インストラクター資格試験受験者の養成
- (5) その他目的達成に必要な事業

## 第2章 会員及び会費

第4条 本会の会員は、森林インストラクターの資格を有し、自然が大好きなものとする。

第5条 本会は、会の運営のために会費を徴収する。なお、金額は別に定める。

## 第3章 役員等

第6条 本会は次の役員等をおく。

- (1)会長 1名 (2)副会長 2名以内 (3)理事 4名以内 (4)監事 2名

第7条 役員等は、総会において会員の中から選出する。

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。また役員等に欠員が生じた場合は、補充することができる。

第9条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、会務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を通じて会の運営に当たる。なお理事のうち1名は事務局長、会計とする。
- (4) 監事は、会の会計及び業務執行の状態を監査する。

第10条 本会には、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会議等に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会 議

第11条 総会は、会長がこれを招集する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 必要に応じ、臨時総会を開催する。

4 総会の議決は、会員の過半数(委任状含む)をもって成立する。

第12条 総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 年間行事計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 本規約の改廃
- (4) その他本会の重要な事項

第13条 理事会は、役員等で構成し、次の事項を審議または処理に当たる。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 総会に委任された事項
- (3) その他会の運営または活動に関する事項

## 第5章 その他

第14条 本会の収入は、会費、寄付金その他をもってあてる。なお、支出に伴う規定については、必要に応じて別途定める。

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第16条 その他必要な事柄は、理事会に一任する。

## 付則

この規約は、平成19年4月7日から適用するものとする。

この規約は、平成27年7月26日から適用するものとする。

この規約は、平成29年5月14日から適用するものとする。

## 高知県森林インストラクター会 細則

本細則は、高知県森林インストラクター会規約に記載されていない部分について、会運営を行う上で必要な事項を定めるものである。内容の追加、変更、削除は、規約に準じ、原則として総会時に決定するものとする。但し緊急を要するもの、会の目的に則し、社会通念上問題が無いものについては、理事会をもって実施運営し、総会時に承認議決を受けるものとする。

### 1. 会費等

- 1) 会費 2,000円／年
- 2) 納入 毎年6月30日まで(当該年度分)
- 3) 口座振替  
ゆうちょ銀行  
記号:16490 番号:10146401  
名義 高知県森林インストラクター会  
コウチケンシンリンインストラクターカイ
- 4) 振込み手数料は、会員負担とする。
- 5) 2ヵ年にわたり会費未納の場合、退会とする。

入会にあたっては、別紙高知県森林インストラクター会入会申込書に必要事項を記入し、提出すること

## 高知県森林インストラクター会 役員名簿

会 長	荒尾 正剛
副会長	秋澤 明彦
〃	大谷 清
理 事（事務局長・会計）	野口 朗子
〃（事務局）	山中 晶一
〃	藤本 浩平
監 事	山本 速水
〃	福田 誠

（平成29年5月14日改選）